

帳票No 4 2



高松市 子ども医療証(乳幼児)



↑ここを折って、証をゆっくりはがしてください。

この医療証は、大切に保管してください。
有効期限を過ぎた時は、医療証は無効になります。



帳票No 1 1、4 1、4 3



高松市 医療証



↑ここを折って、証をゆっくりはがしてください。

この医療証は、大切に保管してください。
有効期限を過ぎた時は、医療証は無効になります。



見本

注意事項

- 1 医療費の助成を受ける場合は、必ず医療証を健康保険資格情報
が確認できる書類等（マイナ保険証等）に添えて医療機関の
窓口に提示してください。この場合、高額療養費を除いた保険
診療の自己負担額を助成します。
- 2 県外の医療機関（県内の一部の医療機関を含みます。）で診療を
受けたときは、償還払（立替払）で助成します。
- 3 医療証は、本人以外は使用できません。
- 4 医療証は、第三者の行為により生じた傷病については使用でき
ません。
- 5 医療証を紛失し、又は損傷したときは、再交付を受けてください。
- 6 生活保護を受けるようになったとき、市外へ転出したとき、有効
期間が満了したときなどは医療証は使用できませんから、必ず
こども家庭課へ返納してください（総合センター・支所・出張所
等への返納又は郵送による返納も可能です。）。
- 7 医療証は、保険診療以外（健康相談、健康診断、予防接種、容器
など）の費用には使用できません。
- 8 氏名又は健康保険資格情報等に変更があった場合は、直ちに届け出
てください。

見本

注意事項

- 1 医療費の助成を受ける場合は、必ずこの証を健康保険資格情報が確認できる書類等
（マイナ保険証等）に添えて医療機関の窓口に提示してください。この場合、高額療養
費を除いた保険診療の自己負担額を助成します。
- 2 県外の医療機関（県内の一部の医療機関を含みます。）で診療を受けたときは、
償還払（立替払）で助成します。
- 3 この証は、本人以外は使用できません。
- 4 この証は、第三者の行為により生じた傷病については使用できません。
- 5 この証を紛失し、又は損傷したときは、再交付を受けてください。
- 6 生活保護を受けるようになったとき、市外へ転出したとき、有効期間が満了したとき
などはこの証は使用できませんから、必ずこども家庭課へ返納してください（総合
センター・支所・出張所等への返納又は郵送による返納も可能です。）。
- 7 この証は、保険診療以外（健康相談、健康診断、予防接種、容器など）の費用には
使用できません。
- 8 氏名又は健康保険資格情報等に変更があった場合は、直ちに届け出てください。

問合せ先

高松市こども家庭課 〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
電話：087-839-2353 FAX：087-839-2360

見本

注意事項

- 1 医療費の助成を受ける場合は、必ず医療証を健康保険資格情報
が確認できる書類等（マイナ保険証等）に添えて医療機関の
窓口に提示してください。この場合、高額療養費を除いた保険
診療の自己負担額を助成します。
- 2 県外の医療機関（県内の一部の医療機関を含みます。）で診療を
受けたときは、償還払（立替払）で助成します。
- 3 医療証は、本人以外は使用できません。
- 4 医療証は、第三者の行為により生じた傷病については使用でき
ません。
- 5 医療証を紛失し、又は損傷したときは、再交付を受けてください。
- 6 生活保護を受けるようになったとき、市外へ転出したとき、有効
期間が満了したときなどは医療証は使用できませんから、必ず
こども家庭課へ返納してください（総合センター・支所・出張所
等への返納又は郵送による返納も可能です。）。
- 7 医療証は、保険診療以外（健康相談、健康診断、予防接種、容器
など）の費用には使用できません。
- 8 氏名又は健康保険資格情報等に変更があった場合は、直ちに届け出
てください。

見本

注意事項

- 1 医療費の助成を受ける場合は、必ずこの証を健康保険資格情報が確認できる書類等
（マイナ保険証等）に添えて医療機関の窓口に提示してください。この場合、高額療養
費を除いた保険診療の自己負担額を助成します。
- 2 県外の医療機関（県内の一部の医療機関を含みます。）で診療を受けたときは、
償還払（立替払）で助成します。
- 3 この証は、本人以外は使用できません。
- 4 この証は、第三者の行為により生じた傷病については使用できません。
- 5 この証を紛失し、又は損傷したときは、再交付を受けてください。
- 6 生活保護を受けるようになったとき、市外へ転出したとき、有効期間が満了したとき
などはこの証は使用できませんから、必ずこども家庭課へ返納してください（総合
センター・支所・出張所等への返納又は郵送による返納も可能です。）。
- 7 この証は、保険診療以外（健康相談、健康診断、予防接種、容器など）の費用には
使用できません。
- 8 氏名又は健康保険資格情報等に変更があった場合は、直ちに届け出てください。

問合せ先

高松市こども家庭課 〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
電話：087-839-2353 FAX：087-839-2360